

## I 事業の実施方針

若者のものづくり離れ、技能離れが進む中、宮城県においては、東日本大震災からの様々な復興事業に取り組んでいるものの資材不足やマンパワー不足・労働需給のミスマッチ等が障害となっている。

このため優れた技能の継承・産業人材の確保・育成は急務であり、技能労働者の地位の向上を図り、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基盤となる高度な技能を継承する機会を提供することが重要となっている。

また、急速な進歩を遂げる情報技術について、労働者一人一人が有効に活用できることが重要であることから、情報技術に慣れ親しみ、使いこなせる能力を身に付けることも必要となっている。

本事業の実施に当たっては、地方公共団体・経済団体・教育機関等との連携のもと、ものづくりマイスター制度・ITマスターの活用により、中小企業及び教育訓練機関等の若年人材に対し、効果的な技能の継承を図るとともに情報技術を使いこなす職業能力を付与するための取り組みを支援するとともに、技能尊重気運を醸成するため、小・中学校等において、ものづくりの楽しさや必要性をアピールする体験の場を提供するなど、「ものづくりの魅力」を広く発信するものとする。

## II 事業の内容

### 1 地域における技能振興事業

事業項目	事業内容
1 技能五輪全国大会予選の実施等	<p>1. 平成32年に開催される第58回大会に派遣する選手の県予選大会を下記により実施します。</p> <p>(1) 宮城県職業能力開発協会準備課題による予選の実施                      ・開催期間：平成31年12月～平成32年2月                      ・内容：技能五輪単独職種の電気、電気溶接職種について、予選大会を実施します。</p> <p>(2) 予選大会上位者の表彰等                      予選大会成績上位者の表彰を行うとともに、多くの企業・教育訓練機関に対し、大会参加への働きかけを行います。</p> <p>2. 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援                      中小企業等の技能五輪全国大会及び若年ものづくり競技大会参加選手及び選手指導者の参加旅費、道具の運搬費について援助を行い、大会参加を促進します。</p>

事業項目	事業内容
<p>2 ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組</p>	<p>技能士会、地域の関係団体、関係行政機関等と連携し、「技能の重要性・必要性への理解促進」、「高度な技能を持つ者の活用促進」、「技能伝承の促進」についての取り組みを行い、技能振興気運の醸成を図ります。</p> <p>1. 技能の重要性・必要性への理解促進</p> <p>① ものづくりマイスター以外の熟練技能者の活用</p> <p>「ものづくりフェスタ in みやぎ 2019」を開催し、地域住民を対象とした、熟練技能者による「ものづくり体験教室」、技能士の作品展示等を行い、ものづくりの楽しさ、技能の素晴らしさ等を実感していただきます。</p> <p>② 技能競技大会展の開催</p> <p>国が行う技能競技大会について、競技職種や競技の内容、競技大会に参加することの意義、競技課題により製作したものの展示・紹介を行います。</p> <p>2. 高度な技能を持つ者の活用促進</p> <p>① 技能士展の開催</p> <p>技能士会と連携を図り、技能検定制度や技能試験・技能士会の紹介や技能士になることのメリット等の紹介を行います。</p> <p>3. 技能伝承の促進</p> <p>①生産性向上のための IT 活用の現状とものづくりマイスターに係わる好事例発表及び意見交換の開催</p> <p>IT 活用や技能伝承の好事例を各企業に普及させるため、好事例となる取組を行う企業に事例発表の場を提供し、参集者と意見交換を行うことにより、IT 活用や技能向上、人材育成に関する具体的かつ効果的な実施方法についての意識向上を図り、若手社員の技能向上や人材育成・技能伝承の取り組みに役立てていただきます。</p> <p>② 「地域発！いいもの」の認定</p> <p>各地で行われている技能振興に資する取組み・制度等を「地域発！いいもの」として認定し、広く周知を図り応援することで、その取組を支援します。</p> <p>③ グッドスキルマーク事業の実施について</p> <p>中央技能振興センターが定める募集要領に基づき、協会会員やものづくりマイスター関連企業・団体に文書による周知を図るとともに、HPに掲載し広く周知を図ります。</p>

## 2 ものづくりマイスター・ITマスター等の認定・登録に関する業務

事業項目	事業内容
1 ものづくりマイスター・ITマスター等の開拓	<p>対象職種の企業等に対して、ものづくりマイスター制度とITマスター等の周知を行います。</p> <p>特に、本県でまだ認定者のいない職種を中心に、企業等に対し熟練技能者の退職時や非常勤熟練技能者への広報依頼等を行い、候補者に係る情報収集等を積極的に行います。</p>
2 ものづくりマイスター・ITマスター等への説明	<p>認定を受けたものづくりマイスター・ITマスターに対し、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習受講の要否の説明を行うとともに、活動する際の条件等について説明を行います。</p>
3 申請書類の取りまとめ	<p>ものづくりマイスター・ITマスター等候補者に対し、制度の説明・申請書類の確認等を行い、円滑な事務処理の実施を支援するとともに申請書を取りまとめて、中央技能振興センターに提出します。</p>
4 ものづくりマイスター・ITマスター等に対する講習	<p>新たに認定されたものづくりマイスター・ITマスター等に対して、企業、学校等の場で効果的な実技指導等が円滑に実施できるよう、実技指導技法等の講習を行います。</p> <p>過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対し、実技指導の結果報告の作成方法等の事務を含む指導技法等講習を行います。</p>

## 3 ものづくりマイスター等の活用に係る業務

事業項目	事業内容
1 若年技能者の人材育成に係る相談・援助	<p>コーナーの相談窓口において、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法・訓練施設・設備のコーディネート、実技指導等の相談・援助及びものづくりマイスターの派遣等について総合的にコーディネートします。</p>
2 ものづくりマイスター・ITマスター等の派遣による実技指導の実施	<p>県内中小企業、団体や教育訓練機関等からの相談・要請に応じて、最適なものづくりマイスター・ITマスター等を選定・派遣し実技指導等を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中小企業への実技指導等の実施 <p>県内中小企業に対して、年間を通じて指導を行います。</p> <p>特に協会会員及び技能検定受検事業所を中心に、技能検定実技試験課題を用いた指導等について積極的にPRします。</p> </li> <li>2. 業界団体への実技指導等の実施 <p>ものづくりに関する業界団体を対象に、ものづくりマイスター制度・ITマスターに関する周知と、団体主催の技能指導の場へ、も</p> </li> </ol>

事業項目	事業内容
	<p>のづくりマイスター・ITマスター等の派遣を行います。</p> <p>3. 工業高校等の教育機関への実技指導の実施  技能五輪やものづくり競技大会等の競技課題を用いた実技指導を積極的に実施するとともに、技能検定や技能五輪を指導に取り入れることの有意性についての周知を行います。</p> <p>4. 大企業への実技指導等の実施  技能五輪等の技能競技大会への新規参加、参加職種の拡大等について、相談・要請を求められた場合は、コーディネートを行います。</p>
<p>3 「目指せマイスター」プロジェクト事業の実施</p>	<p>1. ものづくりマイスターを活用した「ものづくりの魅力」発信  若者自らがものづくりの現場での就業等を実現できるよう、また、教師や保護者等がものづくりの現場での就業等を希望する学生等を支援しやすいよう「ものづくりの魅力」の発信を行う。</p> <p>① 学校の授業等への講師派遣(児童・生徒を対象)  地域の教育機関関係者からの要請に基づいて、ものづくりマイスターが講義、実演、体験等により技能の大切さ、重要性を伝える授業を実施します。</p> <p>② 学校の教師、児童・生徒の保護者等を対象とした「ものづくりの魅力」講座等への講師派遣  ものづくり産業における人材確保に資するため、ものづくりマイスターが、その仕事の楽しさなどを直接話し、実演を行い、ものづくりの重要性や楽しさを伝える講座を実施します。</p> <p>③ ものづくりマイスターによる講義を伴う児童・生徒を対象とした事業所等の見学  職業教育の一環として技能の魅力、重要性等の理解を深めることを目的として、ものづくりマイスターによる講義と実演を伴った、ものづくりの現場(事業所)の見学を実施します。</p> <p>2. ITマスターを活用した「ITの魅力」発信  児童、学生の情報技術に関する興味を喚起するとともに、情報技術を使いこなす職業能力の付与が実現できるよう「ITの魅力」の発信を行う。</p> <p>① 学校の授業等への講師派遣(児童・生徒を対象)  地域の教育機関関係者からの要請に基づいて、学校の授業にITマスターを派遣し、実演・体験等によりITの魅力伝える授業を実施します。</p>

#### 4 地方公共団体、経済団体、教育機関関係者との連携会議の設置・運営

事業項目	事業内容
1 連携会議の設置	<p>地方公共団体、経済団体、教育機関等の関係者による連携会議を設置し、宮城県の産業特性、就業構造等を踏まえた本事業の推進計画の策定、技能伝承や技能振興等の取組、事業実施に当たっての連携・協力のあり方等を検討する連携会議を開催し、事業の進捗管理を行います。</p> <p>*連携会議の構成メンバー</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・宮城労働局 ・宮城県産業人材対策課 ・宮城県教育委員会</li><li>・独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構</li><li>・宮城県商工会議所連合会 ・宮城県中小企業団体中央会</li><li>・みやぎ工業会 ・宮城県技能士会連合会</li></ul>
2 連携会議の開催	<p>年2回開催します</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第1回 年度当初に開催し、実施計画等の説明を行います。</li><li>・第2回 第3四半期(12月)に開催し、本年度の実施状況を踏まえて、翌年度の推進計画(案)の策定・報告等を行います。</li></ul>